

平成二十九年政令第二百八十二号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令

内閣は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）第一条第五号及び第七号、第五条第一号、第十八条第三項並びに第二十一条第三項第一号イの規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第五号の政令で定める国の機関）

第一条 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める国（機関）は、内閣官房とする。

（法第二条第七号の政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国の政府機関）

第二条 法第二条第七号の政令で定める国又は地方公共団体の機関は、第一号に掲げる国（機関）又は第二号に掲げる地方公共団体の機関であつて、法第二十条の規定により衛星リモートセンシング記録保有者が衛星リモートセンシング記録の安全管理のために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものとする。

（法第二条第七号の政令で定める機関）

イ 衆議院事務局、参議院事務局、裁判官彈劾裁判所事務局、裁判官訴追委員会事務局及び国立国会図書館（その内部組織のうち国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）に規定する図書館奉仕の提供に係る事務を取り扱うものを除く。）

ロ 別表第一に掲げる行政機関及び検察審査会

ハ 最高裁判所、高等裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

二 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区の機関

2 法第二条第七号の政令で定める外国の政府機関は、アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ及びフランスの政府機関とする。

（法第五条第一号及び第二十二条第三項第一号イの政令で定める法律）

第三条 法第五条第一号及び第二十二条第三項第一号イの政令で定める法律は、別表第二に掲げる法律とする。

（法第十八条第三項の政令で定める公益上の必要）

第四条 法第十八条第三項の政令で定める公益上の必要は、別表第三に掲げる場合の必要とする。

附 則

（この政令は、法の施行の日（平成二十九年十一月十五日）から施行する。）

附 則（平成二十九年二月二十七日政令第三二二号）

（この政令は、平成二十九年十一月二十九日から施行する。）

附 則（平成三一年三月一五日政令第三八号）抄

（この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。）

附 則（令和三年六月一日政令第一六二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月二三日政令第三九九号）

（施行期日）

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月二六日政令第一八九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一月二十五日政令第一五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月二六日政令第一八九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

別表第一（第二条関係）

内閣府
公正取引委員会

国家公安委員会	警察庁
金融庁	消防庁
総務省	検察庁
出入国在留管理庁	法務省
公安部審査委員会	外務省
公安調査庁	財務省
國税庁	文部科学省
中小企業庁	スポーツ庁
文化庁	厚生労働省
農林水産省	林野庁
経済産業省	水産庁
資源エネルギー庁	気象庁
国土交通省	海上保安庁
環境省	原子力規制委員会
防衛省	会計検査院
防衛装備庁	三 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号。第一条第一項及び第二項の規定に限る。）
四 国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号。第百九条（第十二号（同法第一百条第一項及び第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に限る。）	一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号。第一条から第六条までの規定に限る。）
五 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。第六十九条の六、第六十九条の七第一項（第四号にあっては同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するため課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）及び第二百三十六条、第二百三十九条から第二百四十二条（第二項を除く。）まで及び第二百四十三条（同法第二百三十六条、第二百三十九条、第二百四十条及び第二百四十二条第三項に係る部分に限る。）の規定に限る。）	二 刑法（明治四十一年法律第四十五号。第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第九十四条、第一百六条（第三号を除く。）、第一百八条、第一百九条、第一百九十九条、第二百四十六条、第二百四十七条第一項前段、第二百五十五条から第二百五十七条まで、第二百五十八条（同法第二百四十四条第一項に係る部分を除く。）、第二百五十九条、第二百六十条（同法第二百五十九条に係る部分に限る。）、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条、第二百二十八条（同法第二百二十五条の二第一項及び第二百二十六条に係る部分に限る。）、第二百三十六条、第二百三十九条から第二百四十二条（第二項を除く。）まで及び第二百四十三条（同法第二百三十六条、第二百三十九条、第二百四十条及び第二百四十二条第三項に係る部分に限る。）の規定に限る。）

別表第三（第四条関係）

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項の規定による処分又は同法第一百一条第一項に規定する犯則事件の調査が行われる場合
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百条第一項の規定による調査が行われる場合
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第一百七十七条の規定による処分、同法第二節の規定による審判手続、同法第八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第一百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第一百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われる場合
- 四 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十三条第一項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の六の規定による審判手続が行われる場合
- 五 検察審査会法（昭和二十三年法律第一百四十七号）第二条第一項第一号に規定する審査が行われる場合
- 六 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の二第一項又は第三項の規定による調査が行われる場合
- 七 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め、協力の要請又は犯則事件の調査が行われる場合
- 八 破壊活動防止法第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二条第一項の規定による審査又は同法第二十七条の規定による調査又は同法第二十八条第一項（無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われる場合
- 九 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第一条第一号に規定する共助（同条第四号に規定する受刑者証人移送を除く。）又は同法第十八条第一項の協力が行われる場合
- 十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第二十一条の規定による共助が行われる場合
- 十一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項の規定による諮問が行われる場合
- 十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十九条第一項又は第二項の規定による共助が行われる場合
- 十三 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二十九条の規定による調査、同法第七条第二項若しくは第十四条第一項の規定による処分の請求が行われる場合
- 十四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十九条第一項の規定による諮問が行われる場合
- 十五 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第六条第一項に規定する犯罪被害財産支給手続又は同法第三十七条第一項に規定する管轄支給手続が行われる場合
- 十六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第二条第四号に規定する証拠の提供、同条第十号に規定する執行協力又は同法第五十二条第一項に規定する管轄刑事案件の捜査に関する措置が行われる場合
- 十七 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項、第十二条第一項若しくは第十四条第二項の規定による移管又は同法第二十一条第四項の規定による諮問が行われる場合